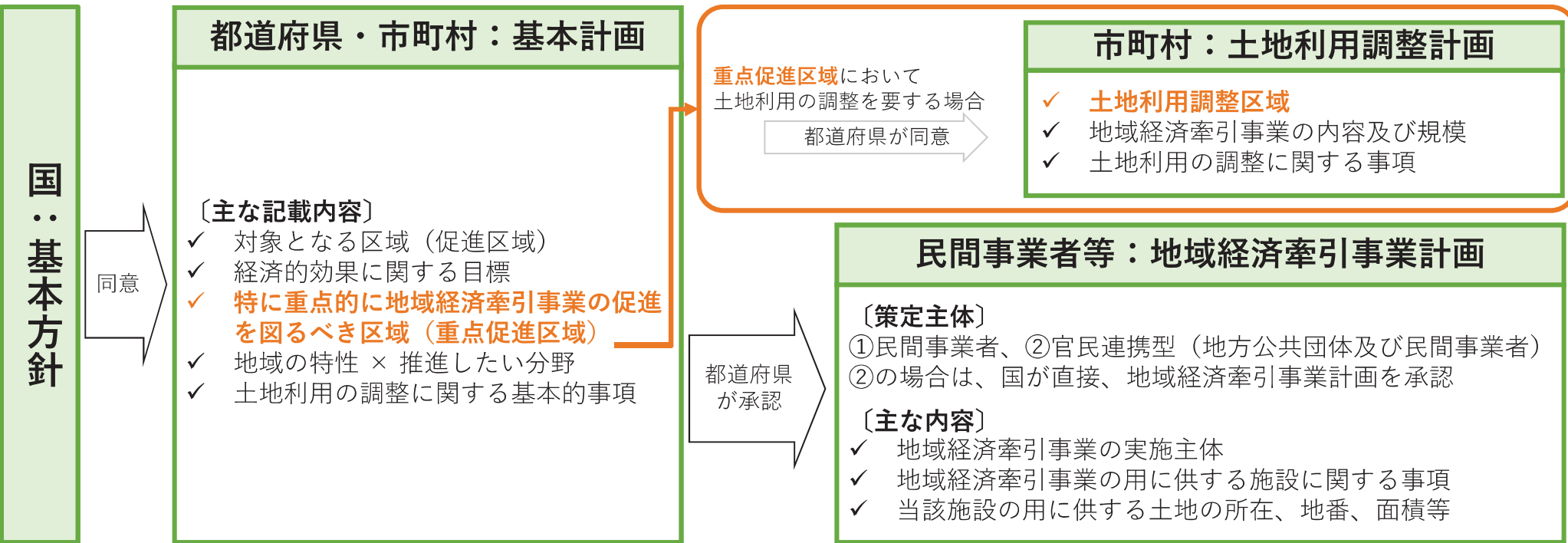


# 地域未来法の概要 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

(平成19年法律第40号。平成29年改正)

- 地域未来法は、地域の特性（産業の集積、観光資源、インフラなど）を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす事業を促進。
- 都道府県・市町村は、連名で「基本計画」を策定し、「重点促進区域」「推進したい分野」等を設定。
  - 「重点促進区域」において土地利用の調整を要する場合は、市町村は「土地利用調整計画」を策定。
  - 「推進したい分野」に関する事業を実施したい事業者は、「地域経済牽引事業計画」を策定。
- 都道府県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受けると、事業者は、農地転用への配慮等や事業実施に必要な設備投資（機械・建物）への支援が受けられる。



## 政策資源を集中投入して支援

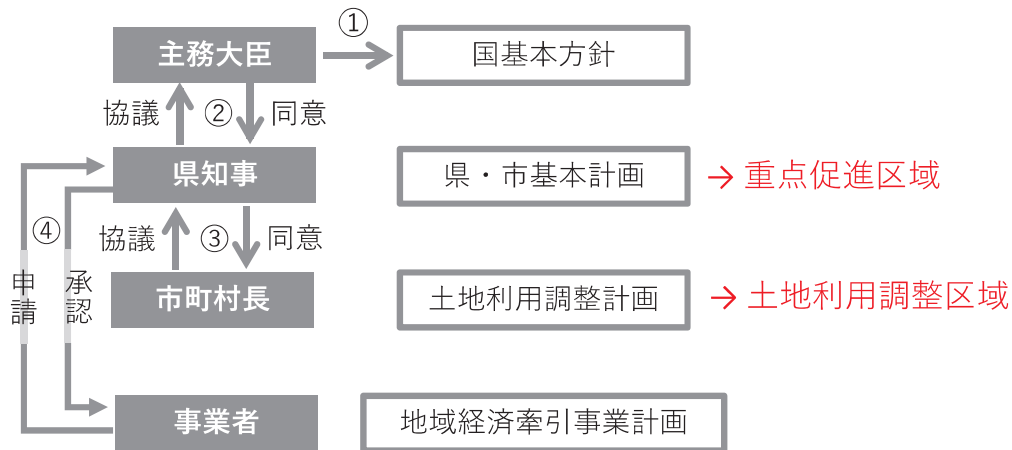
- ①税制による支援措置、②金融による支援措置、③予算による支援措置、④規制の特例措置 等

# 地域未来法における土地利用調整

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。平成29年改正）

- 地域未来法による調整が調った施設については、優良農地の確保を前提に、農用区域からの除外や農地転用が可能となるよう措置されている。

## 地域未来法のスキーム



土地利用調整区域内での農振除外・農地転用について、以下の特例を適用。

- ・あらかじめ地域未来法に基づく土地利用調整（右参照）を行うことにより、農用区域からの除外要件の確認を省略（農振法）
- ・農業用排水施設整備事業に係る事業完了後8年経過要件の不適用（農振法）
- ・第1種農地の例外許可（農地法）
- ・4ha超の農地転用許可に係る大臣協議不要（農地法）

## 農業上の土地利用調整の方針

### 1. 重点促進区域の設定

（重点的に事業の促進を図る区域）

- ア 農用区域外の土地を優先して定めること

### 2. 土地利用調整区域の設定

（具体的な施設用地を決める区域）

- ア 農用区域外での開発を優先すること
- イ 面積規模が最小限であること
- ウ 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- エ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること
- オ 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- カ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施してから一定期間を経過していない地域を含めないこと